

大垣市生活困窮者住居確保給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金のうち、経済的に困窮し住居を喪失した者（以下「住居喪失者」という。）又は住居を喪失するおそれのある者（以下「住居喪失のおそれのある者」という。）に対する家賃相当分の住居確保給付金の支給（以下「家賃補助」という。）及び転居費用相当分の住居確保給付金の支給（以下「転居費用補助」という。）に関し、法、生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号）、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）及び厚生労働省社会・援護局長通知（令和7年4月1日付け社援発0401第13号。以下「厚労省通知」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、大垣市とする。ただし、この事業に関する申請の相談及び受付並びに面接等に係る業務は、大垣市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱（令和7年4月1日制定。以下「実施要綱」という。）第3条の規定により、市長が法第5条に規定する生活困窮者自立相談支援事業の全部又は一部を委託した法人（以下「自立相談支援機関」という。）において行うものとする。

(支給対象者)

第3条 この事業における給付金の支給対象者は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 家賃補助 現に市内に住居を賃借して居住し、又は新たに市内で住居を賃借して居住しようとする者であって、規則第10条に規定するもの

(2) 転居費用補助 次のア又はイに該当する者であって、規則第10条に規定するもの

ア 住居喪失者であって、当該住居を喪失する直前の居住地が市内であるもの（直前の居住地が明らかでない、又は遠方であるその他特別の事情により当該直前の居住地の自立支援相談機関に申請することが困難であると市長が認める者を含む。）

イ 現に市内に居住する住居が喪失するおそれのある者

(支給額)

第4条 この事業における給付金の支給額は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 家賃補助 規則第11条第1項第1号及び同条第2項に定める額

(2) 転居費用補助 規則第11条第1項第2号に定める額

(家賃補助の支給期間)

第5条 家賃補助の支給期間は、3月とする。ただし、規則第12条第2項の規定に基づく支給の申請があったときは、支給期間を2回まで延長することができる。

2 前項の支給期間は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月から開始する。

(1) 新たに住宅を賃借しようとする者 入居契約に際し、初期費用として家賃の支払を要する月の翌月

(2) 住居喪失のおそれのある者 申請日の属する月

(申請等様式)

第6条 住居確保給付金の支給に係る申請書等の様式は、厚労省通知に定める様式1-1から様式10の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 様式1-1 生活困窮者住居確保給付金支給申請書(第1号様式)

(2) 様式1-2 生活困窮者住居確保給付金支給申請書(第2号様式)

(3) 様式1-3 生活困窮者住居確保給付金申請時確認書(第3号様式)

(4) 様式1-4 住居確保給付金支給申請書(期間(再)延長)(第4号様式)

(5) 様式1-5 生活困窮者住居確保給付金申請時確認書(第5号様式)

(6) 様式1-6 住居確保給付金変更支給申請書(第6号様式)

(7) 様式1-7 住居確保給付金変更支給申請書(第7号様式)

(8) 様式2-1 入居予定住宅に関する状況通知書(第8号様式)

(9) 様式2-2 入居予定住宅に関する状況通知書(第9号様式)

(10) 様式2-3 入居住宅に関する状況通知書(第10号様式)

(11) 様式3-1 住居確保給付金支給対象者証明書(第11号様式)

(12) 様式3-2 住居確保給付金支給対象者申請書(第12号様式)

(13) 様式4 住居確保給付金不支給決定通知書(第13号様式)

(14) 様式5 住居確保報告書(第14号様式)

(15) 様式6 常用就職届(第15号様式)

(16) 様式7-1 住居確保給付金支給決定通知書(第16号様式)

(17) 様式7-2 住居確保給付金支給決定通知書(第17号様式)

- (18) 様式7-3 住居確保給付金支給決定通知書(期間延長・再延長)(第18号様式)
 - (19) 様式7-4 住居確保給付金変更支給決定通知書(第19号様式)
 - (20) 様式7-5 住居確保給付金変更支給決定通知書(第20号様式)
 - (21) 様式8 住居確保給付金支給中止通知書(第21号様式)
 - (22) 様式9-1 住居確保給付金支給中断届(第22号様式)
 - (23) 様式9-2 住居確保給付金中断通知書(第23号様式)
 - (24) 様式9-3 住居確保給付金支給再開届(第24号様式)
 - (25) 様式9-4 住居確保給付金支給再開通知書(第25号様式)
 - (26) 様式10 住居確保給付金要転居証明書(第26号様式)
- (申請手続)

第7条 給付金の支給を受けようとする者は、規則第13条に規定する方法により、前条各号に掲げる様式に相当する様式及び添付書類(次条において「提出書類」という。)を市長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第8条 市長は、前条の規定による給付金支給の申請があったときは、提出書類の内容を審査し、支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給の可否を決定したときは、厚労省通知の規定により申請者に通知するものとする。

(プランの策定等)

第9条 市長は、住居確保給付金の支給を要すると判断される者又は支給対象者の要件に該当すると認められる者については、実施要綱に定める自立相談支援事業を利用させ、アセスメント、支援プランの作成その他の当該要綱に定める支援を行うものとする。

2 前項の規定により行う支援の期間は、3月とする。

(受給者の責務)

第10条 受給者は、通知に定める求職活動等を行うほか、必要に応じ自立相談支援機関の支援員による訪問確認を受けなければならない。

(返還の命令)

第11条 市長は、法第18条に基づき、受給者が偽りその他不正の手段により住居確保給付金の支給を受けたときは、支給決定を取り消し、当該受給者に対し当該住居確保給付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(関係機関との連携等)

第12条 市長は、支給対象者の生活状況等について、本人の同意を得た上で公共職業安定所、社会福祉協議会、居住支援協議会、居住支援法人その他の関係機関と情報を共有する等の連携を密に行うとともに、不動産仲介業者等の理解と協力を得て、本事業を円滑に実施するよう努めなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。